

## 2 小型機船底びき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-3-15	手繰第2種自家用餌料びき網漁業	定めなし	5トン未満	48キロワット(15)以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域 イ 豊後高田市臼野尾鷲漁港北西端から313度(真方位)の線上600メートルの点 ロ 豊後高田市臼野尾鷲漁港北西端から313度(真方位)の線上1,100メートルの点 ハ 豊後高田市臼野港北側防波堤突端から313度(真方位)の線上700メートルの点 ニ 豊後高田市臼野港北側防波堤突端から313度(真方位)の線上200メートルの点	5月1日から 11月30日まで	共第5号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年

### 備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和9年8月31日までとする。